

重にも安全確保」姿勢は全く感じられませんが、人命軽視の汚染水投棄は今すぐ中止すべきではないでしょうか。

汚染水海洋放出差止訴訟が始まりました

「ALPS処理汚染水海洋放出差止訴訟」を福島地裁に提起。原告は全国の漁業関係者、市民、避難者など363人です。私が原告団事務局長を務め、国と東電、いえ「巨大原子力マフィア」を相手に人権と環境を守る闘いを始めます。一緒に裁判を闘って下さる支援者を募集中。裁判は国内外からの専門家証人の費用など大変お金がかかります。今は原告も弁護士も全部自分たちの持ち出しでスタートしましたが、長い闘いです。ぜひ皆様のご支援を宜しく願います。

最後に

私は日本史上最大最悪の原発苛酷事故の歴史の証言者となりました。過去の事ではないのです。生きとし生けるものの生存を脅かす「核の火種」は茫茫と

- HP : <https://alps-sashitome.blogspot.com/>
- メール : sashitome.shien@anppa.org
- 支援する会 募金口座
- みずほ銀行 いわき支店 普通預金口座
- 口座番号 3045465
- 口座名「原発汚染水の海洋放出差止めの裁判を支援する会会計 吉田力」

燃え続けています。原子力ムラは憲法の番人、最高裁まで飲み込んでしまいました。福島事故が終わった事にされそうなのに「究極の悲劇は、悪人の圧政や残酷さではなく、それに対する善人の沈黙である。われわれは敵の言葉ではなく、友人の沈黙を覚えていくものなのだ。問題に対して、沈黙を決め込むようになったとき、われわれの命は終わりに向かい始める」というキング牧師の言葉が胸に刺さります。

これ以上、子どもを被ばくさせるな

「子ども脱被ばく裁判」は最高裁へ

水戸 喜代子

子ども脱被ばく裁判に至る経過

事故が起きた時、原発事故に関心を持ち続けていた人たちの頭にまず浮かんだのが25年前のチェルノブイリ原発事故の教訓だった。チェルノブイリでは白血病はじめ、数百人規模で子どもの甲状腺がんが発生した事実は運動内部でよく知られていた。そこで、事故発生とほぼ同時に、北海道、京都、岡山など全国各地で市民が自主的に「保養所」を立ち上げ、「原発事故が起きたら、まずは子どもを1メートルでも遠くに避難

どうか福島原発事故被害はより複雑に、深刻に続いている事を忘れないでください。榎葉町宝鏡寺境内フクシマ「伝言館」ご来館お待ちしております。

(たんじ・すぎえ)ALPS処理汚染水放出差止訴訟原告事務局長・ヒロシマナガサキビキニフクシマ「伝言館」事務局長)

*編集部注・福島県楢町にある伝言館 双葉町に国策で作られた「伝承館」に対して、市民の視点で原発事故を伝え続けている。

させること」というセオリーどおりに、きれいな空気と食べ物を用意して、福島の子を温かく迎え入れた。これがもし、ボランティアでなくて国が率先して行なっていたら、300人を超える甲状腺がんで苦しむ子は出なかったかもしれない。チェルノブイリの悲劇を原発事故だけではなく、人命救助という面でも、国は生かさなかつた。いやそれどころか、国は、IAEAに導かれて、原発事故という大惨事をいかに経済的に安上がりになり切るか彼らなりのやり方でチェルノブイリからたっぷり学んでいた

のである(※1)。

チエルノブイリを教訓としたもう一つの取り組みが「ふくしま子ども集団疎開裁判」だ。法的手段を使って、子どもを安全なところに避難させようという取り組みで、事故から3ヵ月後、郡山市の小中学生14名が



子ども脱被曝裁判の会 HP より

郡山市を相手取って、法律どおりの環境(年1ミリシーベルト以下)に避難させて、そこで学校教育を行なうことが憲法・教育基本法の理念に沿うものであるとして提訴した。この裁判にもしも勝訴していたら郡山市の小中学生3万人を強制疎開させることにつながったはずだが、福島地裁郡山支部はその年の12月に不当にも却下、異議申し立てをした仙台高裁では、「由々しい事態の進行が懸念されるが、一人ひとりが転居するしかない」として、国の責任に踏み込む勇氣を持たず、子どもを見捨ててしまった。

裁判の行方を見守った福島の子を持つ私たちは、このままでは自分たちの子どもを守れないだけでなく、次の事故でも同じことが繰り返されるのではないかと立ち上がった。

・避難の時なぜ正しい情報が与えられなかったのか? ・情報のある人の姿が消えていく? ・直ちに健康に影響がないという枝野官房長官の真意は何だったのか? ・子どもの健康が不安(鼻血、体調不良等) ・公民館での山下俊一の話は信じられない ・安定ヨウ素剤を県立医大の関係者だけ飲んだのに、子どもたちには飲ませてもらえなかった。

これらの訴えを弁護団は、子ども人権

裁判(行政訴訟)と、親子人権裁判(通称親子裁判)(国賠訴訟)の二つの訴訟に整理した上で、「子ども脱被ばく裁判」として併合審理の形に整えた。この提訴に対して国・県・自治体側は、このような裁判を起こすこと自体が許されないとして門前払いを下を主張。あたまから健康被害などあるはずがない、あつてはならないとする「被ばく」をタブーとする言論統制(※2)と闘いながら、2014年8月に「子ども脱被ばく裁判」が福島地裁に提訴された。

親子裁判は何を問題にしたのか

原発事故のあと、国・県がまともな被ばく対策をとっていれば、受けずに済んだ被ばくをさせられ、今後の人生を被ばくの不安と共に歩まなければならない精神的苦痛を被ったとして、その代償に一人10万円を国に請求した。目的は金額ではなく、国・県に二度とこのような違法行為による人権侵害を起こさせないために金銭的ハードルはあえて低くした。では事故のあと、国・県によって一体どのような違法行為が行われたのか?

1. SPEEDI情報が開示されなかった。そのために線量の高い方角に逃げた原告もいた。

2. 子どもに安定ヨウ素剤を与えなかつ

た。県民健康調査で300人を超える悪性甲状腺がんが発見されている。

3. 20 mSv基準の高線量下で学校が再開されてしまった。

4. 福島県放射線管理アドバイザー山下俊一医師が県下各地の公民館を歩いて科学に反する安全を語り歩いた。その結果、窓を開け放つようになったと原告は法廷で語った。

法廷で証言台に立った山下医師は10項目を超える科学的虚偽発言を認めた上で、クライシスコミュニケーションとしてやむを得なかったと開き直った。

主文から判決を読み解く

◆判決主文で、「無用な被ばく」による「損害」が各項目でどのようにどの程度受けたかを国の責任との関連で示していないので失当である」とした。

この判決文の間違いがどこにあるのか？ 皆さんも一緒に考えてみてほしい。

どんなに低線量であっても、被ばく量に応じて発がんリスクがあり、被ばく量と発がんリスクは、比例関係にあるというのが、日本政府も大好きなICRPでさえ認めるLNT直線モデルの考え方だ。100 mSv以下の領域については、実体が解明されていないので仮説とされているが、比例関係

(ゼロを通る直線)、つまり被ばく線量が増せば、その分がんリスクも増えることがわかっていている。読者の皆さんも、この科学を共有したうえで判決文をもう一度読み直してほしい。この裁判で求めている「追加被ばくをさせた国の責任を問う」意味が分かっていただけだと思う。裁判長には世界の常識であるLNTモデルを学ぶところから始めよと言いたい。論理破綻は具体項目で一層明らかになる。

◆事故直後の子どもに係る重大な場面で、行政が無制限の裁量権行使して決定がなされたことを合法とした地裁判断を不当として、法によらない無制限の裁量は高裁段階の重要テーマだった。弁護士は議論を尽くして違法性を指摘したが、判決に一切の言及がなく、重要事項の「判断の遺脱」にあたる」と弁護士団は指摘する。司法の惨状を見る思いだ

個別の国の違反行為をどう裁定したか

1. SPEDDIの不正確性を理由に不開示を正当化した。その結果、予測計算に基づく避難を困難にし、避難の権利を奪うことにつながる。

2. 子どもたちにヨウ素剤を服用させなかったことを罪ではないと裁定した。

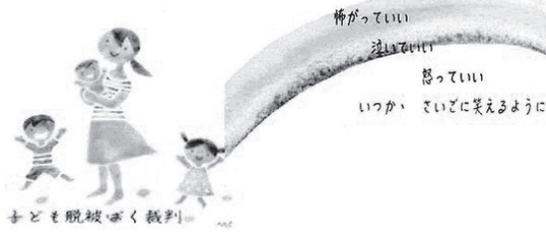


WHOは子どもに対する安定ヨウ素剤の投与指標を「甲状腺等価線量10 mSv」と決め、世界はそれを採用している。日本では山下俊一の「大人と子供を区別するのは紛らわしい」という主張で大人と同じ100 mSvを指標と定めて与えなかった。ポーランドでは1000万人の子どもの投与され、一人の甲状腺がん患者も出さなかった実例を弁護士団は示したが、判決では行政の裁量の範囲であるとして免罪した

3. 年20 mSv通達の違法性について原告側は法律で保障されている1 mSvが

福島の子どもには保障されていないことを違法とした。

それに対して判決では、緊急時まで想定して1mSvが決められたわけではなく、ICRP2007年勧告(※3)を暫定的な目安として20mSvを通達し、学校を再開したのは不合理ではなく、国際人権に照らしても、判断は変わらない。ALARAの原則も不合理ではないとした。そもそも2007年勧告はまだまだ法律になっていないし、緊急時と平常時で適用を区別する概念はこれまでなかった。グローバー報告では「身体」に直結する権利については、社会・経済的影響を勘案する(「ALARAの原則」)ことは不適切であると強調しており、このような考え方は世界では通用しないと弁護団は指摘した。年20mSv基準を文科省がきめたことを受けて、当時の内閣官房参与(放射線担当)の小佐古氏(東大教授放射線学)は学者生命にかかわると言って辞任されたが、2011・9・26西日本新聞のインタビューに「除染対象となる



3000校以上を10数校に縮小するための政治的な理由からに過ぎなかった」と答えている。

4. 山下俊一発言の違法性について。

判決では、山下氏は県の公務員ではないから裁量権の逸脱や乱用があっても、県の公務に当たらないと免罪したが、県から委嘱された放射線管理アドバイザーは国家賠償法上の公務員であるので明らかなミス。また判決では「科学的知見に著しく反する内容ではない」とし、山下発言が原告らの被ばく回避行動にどのような影響を与えたかも不明だからと免罪した。この裁定が如何に福島県民感情からずれたものであるか、山下証人尋問当日の溢れかえった法廷の熱気から裁判長は感じているはずである。専門家が市民の不安に乗じてウソを振りまく罪は天が許さない。

56名の原告が1月4日最高裁に怒りの上告をした。

※1 1996年4月 IAEA「one decade after Chernobyl」公表。

1996年 ジャック・ロシヤールがベラルーシでエートス運動開始。

2007年(※3)の2007年勧告が次の事故に備え発表。福島で法律として国会を通る前に世界で最初に適用された。

※2 言論統制の一例

提訴直前の2014年4月、美味しんぼ事件が発生。集団疎開裁判の会は「表現の自由抑圧に抗議する」として記者会見を開いた。健康不安すら口にできなくなるような風潮を煽る、重大な言論統制にあたるとして抗議した。

4月末 ビッグコミック『美味しんぼ福島の真実編』の鼻血が出たという記述が問題視

5月7日 双葉町、福島市↓小学館に抗議文

5月8日 環境省見解発表月

5月9日 石原環境相大臣新聞で不快感表明

5月12日 大阪府知事、大阪市↓小学館に抗議文

5月13日 復興相、消費者相、国土交通相、文科相が批判

5月14日 福島大学学長、荒木田准教授に注意

(除染の効果を否定する発言をとらえ)

5月17日 安倍総理が批判 (一覽表は記者会見をした弁護団による)

2013年9月、安倍晋三首相(当時)は東京

五輪招致に向けてIOC総会の場で、原発は「ア

ンダーコントロール」であると宣言して、原発

事故を不安視する反対票を制した。最大のネッ

クは原発問題だったから、オリンピックを遂行

するために汚染水問題も、ましてや健康被害な

どはあってはならない不都合な真実だったので

ある。

※3 ICRP2007年勧告、「緊急時には20(100mSv)年、復旧時には1(20mSv)年」を公衆の被ばく限度とした。平常時の年1mSvは変更なし

【子ども人権裁判】部分については、次号に続きます。ご期待ください

(みと・きよこ)子ども脱被ばく裁判の会・共同代表